



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ②⑦ ●

介護保険料について

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

保険料は所得などによって異なり、一人ひとり個別に納めます

65歳以上の方の介護保険料は、6月に決定される町民税の課税状況や所得などによって下記6段階に分けて決定します。(介護保険料を納める方は40歳以上の方ですが、40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。)

### 保険料の決まり方【6段階】

所得段階	対象者	介護保険料(年額)	激変緩和措置対象者※
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>老齢福祉年金を受けている方で世帯全員が町民税非課税</li> </ul>	21,700円/年 (基準額×0.5)	①第5段階にあたるが、平成17年1月1日時点で65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合 ②第4段階にあたるが、本人は町民税非課税で、同じ世帯に上記①以外の町民税課税者がいない場合  1または2→4 36,200円/年 3→4 39,900円/年  1または2→5 43,500円/年 3→5 47,100円/年 4→5 50,700円/年
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	21,700円/年 (基準額×0.5)	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が町民税非課税で第2段階に該当しない方</li> </ul>	32,600円/年 (基準額×0.75)	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税の方</li> </ul>	43,500円/年 (基準額)	
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満の方</li> </ul>	54,400円/年 (基準額×1.25)	
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上の方</li> </ul>	65,200円/年 (基準額×1.5)	

※激変緩和措置(町民税非課税措置の廃止による介護保険料の急激な値上がりを少なくする措置)

### 保険料の納め方【特別徴収と普通徴収】

	対象者	納め方	納期
特別徴収	平成20年4月1日現在、65歳以上で、老齢(退職)・障害・遺族年金の受給額が年額18万円(月額15,000円)以上の方	年金天引き	年金の支払月 (年6回・偶数月)
普通徴収	特別徴収以外の方 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金の受給額が年額18万円未満の方</li> <li>年度途中に65歳になった方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方 など※</li> </ul>	納付書 口座振替	7月～翌年3月の月末 (年9回)

※年度途中に65歳になった方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方などは、最初は普通徴収ですが、特別徴収の対象者にあてはまれば、約半年から1年後に特別徴収に切り替わります。

介護保険料は大切な財源です。納付期限にお納めを～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ先 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)